

(様式5)

最終更新日：令和3年3月4日

## 協会 スポーツ団体ガバナンスコード&lt;中央競技団体向け&gt;遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	①中長期計画として「Road to 2026アジア競技大会(愛知・名古屋)～中長期計画2021.4」を策定して当協会HP上に公開している ②策定にあたり理事から意見を求め、常務理事会を経て、2021年3月開催の理事会で承認を得ている。 ③2021年4月より協会HPにて公開 ④実行計画の進捗状況は、毎年、6月と3月の理事会にて報告され、改善が必要な計画は都度、見直しをして実行していく。	1. 中長期計画2021 2. 2020年第3回理事会議事録 (2021.3.28)
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	①■事務局の機能アップ ●ボランティアである各委員会は意欲とスキルある委員を加えつつ2024年度には現在の規程で設定されている枠組みをフル活用できる態勢にしていく。 ●有給職員の数を2024年度には1人以上を目指す。 ●翌年に名古屋アジア大会を控える2025年度には有給職員数1.5人を目指す。 ②育成に関しては、財務、経営など幅広い分野での研修を企画していく。	1. 中長期計画2021 2. 2020年第3回理事会議事録 (2021.3.28)
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	①協会発足以来、収支構造に変化は見られない。中長期計画2021にあるように登録会員の増加、また、クラウドファンディングを新たに企画したい。 ②毎年、財務(予算決算)に関して総務委員会で検討し比較分析して、健全性を確保している。協会HPに財務諸表を公表している。	1. 中長期計画2021 2. 2020年第3回理事会議事録 (2021.3.28)
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	①現在、外部理事が割合が21.5%(3名)、女性理事の割合が7%(1名)である。②次々期、改選時(2024年6月)には、ガバナンスコード(以下、「GC」という。)の目標割合を達成するため、執行部で協議を重ねて行きます。 ②現在の構成は、学識経験者、医療関係者が多く、これに経営の専門家等を加えて多様性を確保したい。	3. 理事会名簿 (2020.6-2022.6)
5	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	*評議員制度は設けていません。(対象外)	
6	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	①アスリート委員会を設けており、選手から幅広い意見を募り、組織運営に反映できるように、理事の1名が委員長となり委員会を運営している。	4. アスリート委員会名簿 5. 2020年度第1回アスリート委員会議事録(2021.2.7) 6. アスリート委員会規程
7	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	①現状、14名の理事により理事会を運営している。②その中で、7つの委員会があり、それぞれ担当理事を1名以上配置している。③2013年1月に任意団体から一般社団法人に移行し、9年目を迎えているが、役員含めボランティアで運営されている。このため、現状はGCを含めて体制を整備している段階である。	3.理事会名簿 7.委員会名簿 8.組織図
8	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	①役員の新陳代謝の仕組み等は現在、理事会にて協議中。2024年6月の役員改選時までに年齢制限等の整備をしていく。	

9	【原則2】適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	①7②で記述しているように一般社団法人となり、今年度(2021年)で9期目となるため、10年を超えての理事はいない。 ②8と同様に2024年6月の役員改選時までに整備をしていく。	
			【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】GC遵守にかかる関係規程などの体制整備に当たって、一定期間を要するので、次回役員改選時(2022年6月)は、全理事が10年目を迎えることになる。このため全理事を改選することは現実的ではないので(協会運営が不能状態になる)激変緩和措置を適用する。(2024年6月まで)	GC原則2の激変緩和措置
10	【原則2】適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	①現状は無し。 ②独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置する整備を2024年6月までに行う。	
11	【原則3】組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	①定款、倫理規定を設けている	9.定款 10.協会規程集
12	【原則3】組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	①現在の定款はじめ各種規程を再整備している。2022年6月までに整備を行う。	9.定款 10.協会規程集
13	【原則3】組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	①現在の定款はじめ各種規程を再整備している。2022年6月までに整備を行う。	9.定款 10.協会規程集
14	【原則3】組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	①現在の定款はじめ各種規程を再整備している。2022年6月までに整備を行う。	9.定款 10.協会規程集
15	【原則3】組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	①現在の定款はじめ各種規程を再整備している。2022年6月までに整備を行う。	9.定款 10.協会規程集
16	【原則3】組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	①現在の定款はじめ各種規程を再整備している。2022年6月までに整備を行う。	9.定款 10.協会規程集
17	【原則3】組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	①代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を次回、理事会にて審議する予定である。(2021年6月)*2022年アジア大会代表選手選考基準(継続審議中)	11.強化指定選手・Uカテゴリ強化指定選考に関する規程 2.2020年度第3回理事会議事録
18	【原則3】組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	①審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している。	12.公認審判員規程 13.審判員規程に関する事務局内規
19	【原則3】組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	①相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保している。	14.内部通報制度規程
20	【原則4】コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	①現在、倫理・コンプライアンス委員会は設置されているもの、事実上、運営されていないため、2022年6月までに体制を整備して運営する予定である。	7.委員会名簿 8.組織図 9.定款 10.協会規程集

21	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	①現在、倫理・コンプライアンス委員会は設置されているもの、事実上、運営されていないため、2022年6月までに体制を整備して運営する予定である。②倫理・コンプライアンス委員会には、弁護士先生、公認会計士、学識経験者が、所属している。	7.委員会名簿
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	①2021年度中に弁護士先生を講師にオンデマンドで行う予定である。*計画案作成中	
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	①2021年度中に弁護士先生を講師にオンデマンドで行う予定である。*計画案作成中	
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	①2021年度中に弁護士先生を講師にオンデマンドで行う予定である。*計画案作成中	
25	〔原則6〕法律、税務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	①法律に関しては、弁護士先生、税務、会計に関しては、税理士法人より日常的にサポートを受ける体制を築いている。	15.税理士法人エクラコンサルティング顧問契約書
26	〔原則6〕法律、税務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	①25で前述した通り、税理士法人の指導の下、財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守している。②現在の定款はじめ各種規程を再整備している。2022年6月までに整備を行う。	9.定款 10.協会規程集 16.寄付金取扱規程
27	〔原則6〕法律、税務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	①現在の定款はじめ各種規程を再整備している。2022年6月までに整備を行う。	
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	①法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿、他）を事業所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。 ②事業・決算報告書をHPで開示している。	17.2021年度事業計画書 18.2021年度予算書等
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	①代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を次回、理事会にて審議する予定である。（2021年6月）*2022年アジア大会代表選手選考基準（継続審議中）	11.強化指定選手・Uカテゴリー強化指定選考に関する規程
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	①GC遵守状況を2021年3月31日にHPに公表する。	
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	①現在の定款はじめ各種規程を再整備している。2022年6月までに整備を行う。*利益相反規程作成中	9.定款 10.協会規程集
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	①上項（1）と同様の内容である。	9.定款 10.協会規程集
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	①現在の定款はじめ各種規程を再整備している。2022年6月までに整備を行う。協会HPに通報制度について公表を予定している。	9.定款 10.協会規程集
34	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	上項（1）と同様に運用体制についても検討中である。2022年6月までに整備する。	9.定款 10.協会規程集
	〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至る	①倫理規定と処分規定に手続きを定めており、両規定をウェブサイトで公開している。	10.協会規程集

35		までの 手続を定め、周知すること		
36	〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	①倫理・コンプライアンス委員会の編成については、前述原則4(2)で説明の通り。	7.委員会名簿
37	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	懲罰に関しては処分規定に自動応諾条項を設けており、代表選考に関しては、代表選考基準に自動応諾条項を設けている。	
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	①処分における書面通知において、日本スポーツ仲裁機構へ不服を申し立てることができる旨を明記している。また、書面で通知する旨をさらに統括的に定める規程条項・文言を整備することとし、次回、理事会(2021年6月)までに書面通知に関する要件を整理し対応する。	
39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	2022年6月までに危機管理マニュアルを準備する。	
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	①外部調査委員会を設置していないため、この項目は該当しない。	
41	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	①外部調査委員会を設置していないため、この項目は該当しない。	
42	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	①現在の定款はじめ各種規程を再整備している。2022年6月までに整備を行う。	19.学生連盟規約20.千葉県協会定款
43	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	①2022年6月までに、地方組織に対するガバナンス・コンプライアンスの強化・指導・助言等を行うための体制整備を行っていく予定である。	